

名家連ニュース

平成 27 年 4 月 8 日 (水)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀場 洋二
TEL/FAX (052) 411-2890 NO. 353 号

福祉のまちづくり委員会 (3 月 19 日)

精神障害者も障害者住宅改造補助制度の適用を求める訴え

障害のある方の住宅環境を改善するために必要な経費について 80 万円を限度に助成する制度で、身体・知的障害者に適用されています。家族アンケート調査でも「夜間大声、大音響」などで近隣とのトラブルに悩み防音措置をした家族もいます。「精神障害者を制度の対象から除外する合理的理由は何か」との問いに、名古屋市は「特にあるわけではない、来年度の検討課題」と回答がありました。



新年度の大きな事業として地下鉄東山線、名城線・名港線の可動式ホーム柵の整備が予算化されました。鶴舞線は平成 32 年度となる予定です。また、名鉄東大手駅舎のバリアフリー化工事が開始されます。

障害者施策推進協議会 (3 月 23 日)

奇麗事では済まされない未受診・治療中断者対策 精神的に追いつめられている家族を誰が支援してくれるのか

第 4 期障害福祉計画策定、第 3 次障害者基本計画の進捗状況の議論の後、次の問題を投げかけました。東京都八王子市や和歌山で父親が暴力から家族を守るため、病気の我が子を殺害した事件や淡路島 5 人殺傷事件に触れ、家族ケア相談事業においても「暴言暴力や近隣とのトラブルで精神的に追いつめられている家族の相談が寄せられている」「このような事件がいつ名古屋で起きても不思議ではない」という深刻な現状を伝えました。その上で、家族が相談しても医療機関は「来なければ診察できない」と言い、保健所等は「本人の人権もある」と言い、警察は「現認できなければ難しい」と言い、事実上、奇麗事や紋切り型の対応のまま放置され、その延長線上でこうした悲惨な事件が起きている事実を告発しました。



家族ケア相談員が腹を決め、家族と協力して医療機関に移送した 2 件のケース (医療保護入院) 等を紹介し、切羽詰った緊急時においては、第 3 者の介入が必要であり、「誰が、何処が、疲弊・困憊している家族を支援してくれるのか」と訴えました。会議は重い雰囲気になりましたが、名古屋市は「我々も相談に乗る」と応じました。

障害者差別禁止条例制定の合意を求める訴え 次回は専門部会の設置・委員構成を議題とする

平成 28 年 4 月施行の障害者差別解消法については「対応要領策定と併せ差別禁止条例の制定が必要であること」「本日の協議会で条例制定の必要性について合意すること」を委員全員に訴えました。



協議会として「対応要領策定」と「差別禁止条例制定」の専門部会を設置する方向性が確認され、次回 (5 月予定) の協議会で二つの専門部会の委員構成等について協議することになりました。